除排雪業務委託契約書（案）

委託者　新潟県　（以下「甲」という。）と受託者＿＿＿（以下「乙」という。）とは、新潟県立高田特別支援学校の校内除排雪業務について、次の条項により、委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（１）業務の名称　新潟県立高田特別支援学校校内除排雪業務

（２）実施場所　　上越市寺町 1 丁目 15 番 44 号

（３）実施方法　　別紙「除排雪業務委託特記仕様書」による。

（委託期間）

第２条　業務の委託期間は、契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

（委託料等）

第３条　委託料は、別紙「単価表」に掲げる単価に、業務に要した 1 か月の実稼働延べ時間（甲の確認した時間）を乗じて算出した額に 100 分の 10 を乗じて得た消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を加算した額とする。

「バックホウ回送費」は、別紙「単価表」に掲げる単価に、1 か月当たりの片道回送回数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

「固定費」及び「敷鉄板料」は別紙「単価表」に掲げる額に、消費税を加算した額とする。

２　昼間（8:00~17:00）、夜間（17:00~8:00）ごとに 1 か月の実稼動延べ時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、それぞれにおいてその端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。

（報告書の提出）

第４条　乙は、作業を実施した日ごとに作業日報を作成し、機器ごとの実稼働時間が明記されている資料を添付のうえ、甲に提出する。甲はその内容を審査し、履行を確認するものとする。

（委託料等の支払）

第５条　乙は、1 か月ごとに、その月に実施した作業の実績を取りまとめて翌月甲に請求するものとする。なお、固定費及び敷鉄板料にかかる部分は契約期間終了日の属する月の翌月に甲に請求するものとする。

２　甲は乙から適正な支払請求を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に甲の定める方法により支払うものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第６条　乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（特許等の使用）

第７条　乙は業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（再委託の制限）

第８条　乙は、作業を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（損害の負担）

第９条　業務の実施について生じた損害については乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

２　乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（契約解除）

第 10 条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

３　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約を履行することができないと、甲が認めたとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

４　甲は、前項第１号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、契約を解除することができる。

５　甲は、前各項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第 11 条　甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに 該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第 20 条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第 17 条の２又は第 20 条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から６箇月間又は当該排除措置命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から６箇月間又は当該課徴金納付命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

２　甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（損害賠償）

第 12 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときはその損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（費用の負担）

第 13 条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第 14 条　この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和８年　　月　　日

新潟県上越市寺町１丁目１５番４４号

甲　新潟県

新潟県立高田特別支援学校

校 長　上松　武

乙